

特許出願の早期審査・ 早期審理ガイドライン

令和 6 年 1 月
特 許 庁

目次

I. はじめに	4
II. 早期審査	6
1. 早期審査の申請が可能な出願	6
2. スタートアップ対応面接活用早期審査の申請が可能な出願	10
3. 早期審査の申請手続フロー	11
4. 早期審査の申請手続	13
(1) 早期審査の申請ができる者と申請方法	14
(2) 様式	14
(3) 「先行技術文献の開示及び対比説明」の記載について	14
5. 「早期審査に関する事情説明書」の記載要領	16
(1) 中小企業、個人、大学、公的研究機関、TLOによる出願の場合	16
(2) 外国関連出願の場合	26
(3) 実施関連出願の場合	31
(4) グリーン関連出願の場合	34
(5) 震災復興支援関連出願の場合	36
(6) アジア拠点化推進法関連出願の場合	38
(7) スタートアップ対応面接活用早期審査を申請する場合	41
6. 審査手続等	44
(1) 審査手続	44
(2) 提出書類の閲覧	46
(3) 早期処理のための出願人（代理人）の協力	47
早期審査の申請様式	48
III. 早期審理	61
1. 早期審理の対象となる審判事件	61
2. 早期審理の申請手続	65
3. 「早期審理に関する事情説明書」の記載要領	68
4. 審理手続等	68

本ガイドラインについての問合せ窓口

- ・ 早期審査について： 特許庁審査第一部 調整課 審査業務管理班

TEL : 03-3581-1101 (内線 3106) E-mail : PA2210@jpo. go. jp

- ・ 早期審理について： 特許庁審判部 審判課 審判企画室

TEL 03-3581-1101 (内線 5851) E-mail : PA6B00@jpo. go. jp

I. はじめに

早期審査・早期審理制度は、一定の要件の下、出願人からの申請を受けて審査・審理を通常に比べて早期に行うようにするものです。このような早期審査・早期審理制度は、昭和61年2月から運用が開始され、以後、これまで数次の申請要件等の見直しを行ってきました。現在は、以下の出願を対象としています。

- ・出願人又はその実施許諾を受けた者が実施している発明に係る特許出願（実施関連出願）については、早期保護のニーズが高いことから、早期に審査・審理を行うこととしています（昭和61年2月に開始、平成8年1月及び平成16年7月に改正）。
- ・グローバルな権利化をより円滑なものとし、出願人のグローバルな経済活動の支援を図るために、外国特許庁にも出願している特許出願（外国関連出願）については、早期に審査・審理を行うこととしています（平成8年1月に開始、平成16年7月に改正）。
- ・資本力の乏しい中小・ベンチャー等の市場での競争力をいち早く確保し、大学・公的研究機関による研究成果の社会へのいち早い還元を促すべく、中小企業、個人、大学、公的研究機関等の特許出願は、早期に審査・審理を行うこととしています（平成12年7月に開始、平成16年7月に改正）。
- ・平成21年11月から、地球温暖化に代表される環境問題が、ますます複雑化・深刻化していく中、環境に優しい「グリーン技術」に関する研究開発の成果をいち早く保護し、「グリーン技術」に関する研究開発の一層の促進を図るため、グリーン関連出願を試行的に早期に審査・審理を実施する対象としています。
- ・平成23年8月から、東日本大震災により被災された企業等が知財を活用し復興していくことを支援するため、被災された企業等の特許・意匠・商標の出願等について、早期に審査・審理を実施する「震災復興支援早期審査・早期審理」を開始しています。
- ・平成24年11月から、グローバル企業の研究開発拠点等の我が国への呼び込みを推進すべく、「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（アジア拠点化推進法）」が施行されました。当該法律に基づいて認定された研究開発事業の成果に係る特許出願（アジア拠点化推進法関連出願）をいち早く保護し、当該研究開発の一層の促進を図るため、アジア拠点化推進法関連出願についても試行的に、早期に審査・審理を実施する対象としています。
- ・平成30年7月9日から、新たな技術開発を行い、市場を開拓する段階にあるスタートアップによる戦略的な特許権の取得をサポートすべく、一次審査結果通知の前に面接を行い特許性に関するアドバイス等を行う「スタートアップ対応面接活用早期審査」を開始しています。（令和6年1月から名称を変更しました。）

上記対象出願を早期に審査・審理することによって、出願人の研究開発等の一層の促進を促し、中長期的には我が国産業の持続的な発展が図られることを期待いたします。

II. 早期審査

1. 早期審査の申請が可能な出願

以下の（１）から（４）の要件を備えた特許出願は、早期審査の申請を行うことができます。

（１）出願審査の請求がなされていること

審査請求手続と、早期審査申請の手続は同時でも構いません。

（２）以下のいずれか１つの条件を満たしていること

①中小企業、個人、大学、公的研究機関等の出願

その発明の出願人の全部又は一部が、中小企業^(*1)又は個人、大学・短期大学^(*2)、公的研究機関^(*3)、承認又は認定を受けた技術移転機関（承認TLO又は認定TLO）^(*4)若しくは各独立行政法人の設置法等で定められた試験研究機関の研究成果に係る技術移転機関（試験独法関連TLO）であるもの（大企業との共同出願の場合には、早期審査の事情説明書の記載要件が一部異なります（II. 5.（１）②〔中小企業と大企業との共同出願の場合〕を参照。）

②外国関連出願

出願人がその発明について、日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願している特許出願（国際出願を含む）であるもの（以下、「外国関連出願」という。）^(*5)

③実施関連出願

出願人自身又は出願人からその出願に係る発明について実施許諾を受けた者が、その発明を実施している（「早期審査に関する事情説明書」の提出日から２年以内に実施予定の場合と特許法施行令第二条に定める処分（農薬取締法における登録、薬機法における承認）を受けるために必要な手続（委託圃場試験依頼書、治験計画届書の提出等）を行っている場合を含む。）特許出願であるもの（以下、「実施関連出願」という。）^(*6)

④グリーン関連出願

グリーン発明（省エネ、CO₂削減等の効果を有する発明）について特許を受けようとする特許出願であるもの

⑤震災復興支援関連出願

出願人の全部又は一部が、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用される地域（東京都を除く。以下、「特定被災地域」^(*7)という。）に住所又は居所を有する者であって、地震に起因した被害を受けた者である特許出願であるか、又は、出願人が法人であり、当該法人の特定被災地域にある事業所等^(*8)が地震に起因した被害を受けた場合であって、当該事業所等の事業としてなされた発明又は実施される発明であるもの（以下、「震災復興支援関連出願」という。）

○福島県・公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構・特許庁との3者間の「知的財産の保護及び活用に関する連携協定」（以下、「福島協定」とする。）の期間内の時限的措置（令和6年1月22日(月)から令和8年3月31日(火)まで）

出願人の全部又は一部が、福島県に住所又は居所を有する者であって、福島県での復興・イノベーション創出に資する発明、又は、出願人が法人であり、当該法人の福島県にある事業所等の事業としてなされた発明又は実施される発明であって、福島県での復興・イノベーション創出に資する発明について、早期審査の申請を行うことができる。

⑥アジア拠点化推進法関連出願

出願人の全部又は一部が、特定多国籍企業による研究開発事業の促進に関する特別措置法（アジア拠点化推進法）（平成24年法律第55号）に基づき認定された研究開発事業計画（以下、「認定研究開発事業計画」という。）に従って研究開発事業を行うために特定多国籍企業^(*9)が設立した国内関係会社^(*10)であって、該研究開発事業の成果に係る発明（認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して2年以内に出願されたものに限る。）に関する特許出願であるもの（以下、「アジア拠点化推進法関連出願」という。）

（3）特許法第42条第1項の規定により取下げとならないものであること

国際出願が日本国を指定国としている場合、及び国内出願で優先権主張をしている場合において、当該出願の優先権主張の基礎となっている国内出願は、特許法第42条第1項及び特許法施行規則第28条の4第2項の規定により出願日から1年4月を経過した時にみなし取下げとなります。このようなみなし取下げとなる見込みの案件については、早期審査の申請があっても、早期審査対象案件として選定されません。

（4）代理人が弁理士、弁護士又は法定代理人のいずれかに該当すること

審査を迅速に進めるに当たり、審査官と出願人との意思疎通を円滑に行う必要があることから、代理人が出願人の手続を代理する場合には、弁理士^(*11)、弁護士^(*12)又は法定代理人のいずれかに該当する者が、筆頭代理人として手続を代理する場合に限り、早期審査を行います。

(*1) 「中小企業」とは以下(a)～(d)のいずれかに該当する者です。

(a) 中小企業基本法等に定める中小企業。具体的には、次の表1に示す従業員数の基準を満たす企業、あるいは、表2に示す資本の額等の基準を満たす企業。

表1. 業種毎の従業員数の基準

a. 製造業、建設業、運輸業その他の業種（b～eを除く。）	300人以下
b. 小売業	50人以下
c. 卸売業又はサービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業を除く。）	100人以下

ス業及び旅館業を除く。)	
d. 旅館業	200人以下
e. ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	900人以下

表2. 業種毎の資本の額（又は出資の総額）の基準

a. 製造業、建設業、運輸業その他の業種（b及びcを除く）	3億円以下
b. 小売業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）	5千万円以下
c. 卸売業	1億円以下

(b) 企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会。

(c) 中小規模の酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、又は酒販組合中央会。
 具体的には、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が、次の表3に示す従業員数の基準、あるいは、表4に示す資本の額等の基準を満たすもの。

表3. 従業員数の基準

a. 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会	300人以下
b. 酒販組合、酒販組合連合会、又は酒販組合中央会	50人以下 (酒販卸事業者については100人以下)

表4. 資本の額（又は出資の総額）の基準

a. 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会	3億円以下
b. 酒販組合、酒販組合連合会、又は酒販組合中央会	5千万以下 (酒販卸事業者については1億円以下)

(d) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が300人（小売業は50人、卸売業又はサービス業は100人）以下の法人。

(*2) 「大学・短期大学」とは、学校教育法第1条で定められた大学、短期大学及び高等専門学校、又は各省庁設置法若しくは独立行政法人設置法で定められた大学校のことで。

(*3) 「公的研究機関」とは、国立、公立の試験研究機関、国立大学法人法に基づき設置された大学共同利用機関法人に属する試験研究機関又は各独立行政法人の設置法等で定められた試験研究機関のことで。

(*4) 「承認又は認定を受けた技術移転機関」とは、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（大学等技術移転促進法）」第4条又は第11条のいずれかの規定に基づき、承認又は認定を受けた事業者とします。

(*5) 原出願が外国関連出願である分割出願も含まれます。

(*6) 早期審査における発明の「実施」とは、例えば、出願人自身又は出願人からその出願の発明について実施許諾

を受けた者が、日本国内において、生産、使用、譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。）、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出（譲渡等のための展示を含む。）のうち、実際に事業化を行っているものが挙げられます。なお、「2年以内に実施予定」には、例えば、出願人と実施許諾を受けるか否か検討する者との間で2年以内に実施許諾契約が合意されて実施に至る蓋然性が低い場合など、2年以内に実施される蓋然性が低い場合は含まれません。

- (* 7) 「特定被災地域」に該当する市町村については、特許庁ウェブサイトの「特定被災地域一覧」(https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/souki_kaisi/souki_tokutei.html)を参照してください。
- (* 8) 「事業所等」とは、工場、事務所、店舗、研究所を含みます。ただし、出願人と主体が異なる子会社や関連会社（別登記の法人）は含みません。
- (* 9) 「特定多国籍企業」とは、本店又は主たる事務所が所在する国や地域以外の国や地域に、当該法人の子法人等を設立している法人であって、国際的規模で事業活動を行っているとともに、高度な知識又は技術を有すると認められる法人とします。
- (* 1 0) 「国内関係会社」とは、特定多国籍企業がその総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該特定多国籍企業と密接な関係を有する国内の会社とします。
- (* 1 1) 弁理士法人を含みます。
- (* 1 2) 弁護士法人を含みます。

2. スタートアップ対応面接活用早期審査の申請が可能な出願

スタートアップ対応面接活用早期審査（以下、「面接活用審査」という。）では、実施関連出願について、一次審査結果通知前に行う面接を通じて戦略的な特許権の取得につながります。また、早期審査のスピードで対応することで、早期に質の高い特許権を取得できるようにします。

面接時には例えば以下のとおり行います。

- ・ 出願人側対応者は、事業における出願の位置付けを説明します。
- ・ 審査官は、拒絶理由があれば、概要を説明します。
- ・ 審査官は、拒絶理由を解消するために、出願人のとり得る対応を示すことができる場合は、積極的に補正、分割等の示唆をします。
- ・ 審査官は、特許庁のスタートアップ関連施策等について紹介します。

以下の（１）から（３）の要件を備えた特許出願は、面接活用審査の申請を行うことができます。

（１）出願審査の請求がなされていること

上記Ⅱ. 1.（１）を参照してください。

（２）以下の全ての条件を満たしていること

①スタートアップによる出願

スタートアップによる出願とは、出願人の全部又は一部が次の(i)から(iii)までのいずれかに該当するものです。

(i) その事業を開始した日以後10年を経過していない個人事業主

(ii) 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては5人）以下で設立後10年を経過しておらず、かつ、大企業（資本金額又は出資金額が3億円以下の法人以外の法人）に支配されていない法人^(*1)

(iii) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下で設立後10年を経過しておらず、かつ大企業（資本金額又は出資金額が3億円以下の法人以外の法人）に支配されていない法人^(*1)

(*1) 大企業に支配されていないこととは以下の(a)及び(b)に該当していることを指します。

(a) 申請人以外の単独の大企業（資本金額又は出資金額が3億円以下の法人以外の法人）が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと

(b) 申請人以外の複数の大企業（資本金額又は出資金額が3億円以下の法人以外の法人）が共同で株式総数又は

出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと

②実施関連出願

上記Ⅱ. 1. (2) ③を参照してください。

(3) 特許法第42条第1項の規定により取下げとならないものであること

上記Ⅱ. 1. (3) を参照してください。

(4) 代理人が、弁理士、弁護士又は法定代理人のいずれかに該当すること

上記Ⅱ. 1. (4) を参照してください。

表 3. 申請条件別「先行技術の開示」の程度

申請条件	先行技術調査の必要性
① 中小企業・個人等の出願 震災復興支援関連出願	必ずしも必要でない。知っている文献の記載で可(Ⅱ. 5. (1) ③及び同(5) ③を参照)
② 外国関連出願	必要だが、外国特許庁の調査結果がある場合は利用可(Ⅱ. 5. (2) ③を参照)
③ 実施関連出願	必要(Ⅱ. 5. (3) ③を参照)
④ グリーン関連出願	必要(Ⅱ. 5. (4) ③を参照)
⑤ アジア拠点化推進法関連出願	必要(Ⅱ. 5. (6) ③を参照)

また、面接活用審査の場合は、先行技術調査は必ずしも必要ありません。知っている文献の記載のみで足りります。

4. 早期審査の申請手続

(1) 早期審査の申請ができる者と申請方法

- ① 早期審査の申請ができるのは、出願人本人及びその手続をする代理人に限ります（第三者が他人の出願に対して申請を行うことはできません。）。複数の出願人が存在する場合、原則そのうちの一人でも手続可能ですが、代表者を選定している場合は例外となります。
- ② 早期審査の申請をする場合は、特許出願 1 件ごとに「早期審査に関する事情説明書」を 1 通作成^(*)し提出してください。「早期審査に関する事情説明書」には、事件の表示等の書誌事項のほか、早期審査を申請する事情、先行技術文献の開示及び対比説明などを記載する必要があります。

(*) 提出した「早期審査に関する事情説明書」の補充を行う場合は、「早期審査に関する事情説明補充書」によって行うことができます。

ただし、特許庁から、「早期審査の対象としない」旨が出願人（代理人）に通知された後、更に申請を希望する場合には、再度、当該通知に示された不備を解消した「早期審査に関する事情説明書」を提出していただく必要があります。

- ③ 早期審査の申請手続の流れは概略以下のとおりです。以下この順に記載要領を示します。



(2) 様式

「早期審査に関する事情説明書」は、以下の様式により作成してください。[早期審査の申請様式]に、各様式のひな型及び記載例を示してあります。

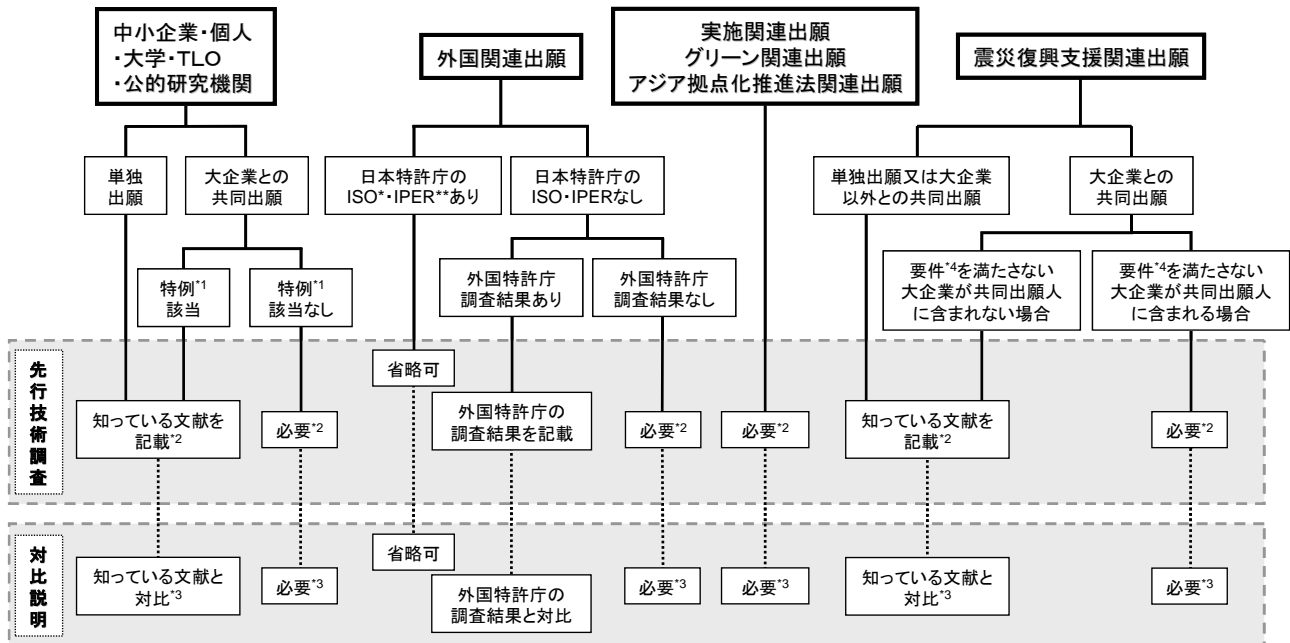
表 4. 「早期審査に関する事情説明書」等の様式一覧

	オンライン手続の場合	書面手続の場合
事情説明書	①早期様式 1	②早期様式 2
事情説明補充書	③補充書様式 1	④補充書様式 2

(3) 「先行技術文献の開示及び対比説明」の記載について

「先行技術文献の開示及び対比説明」にて要求される記載は、事情や明細書での先行技術文献の開示の有無等によって異なります。詳細は以下の図を参照してください。

面接活用審査については、「中小企業・個人・大学・TLO・公的研究機関」の箇所を参照してください。



*1：中小企業と大企業との共同出願における「特例」（15ページ参照）に該当する場合は。
 *2：明細書にて適切な先行技術調査結果の記載・文献の開示がなされている場合は省略することが可能です。
 *3：明細書にて、先行技術文献との対比説明が的確に記載されている場合は、省略することが可能です。
 明細書に先行技術調査結果・対比説明の両方を適切に記載している場合は、どちらも省略することが可能です。
 したがって、明細書は当初から先行技術文献、対比説明など、的確に記載しておくことが得策です。
 *4：出願人の全部又は一部が、特定被災地域に住所又は居所を有する者であって、地震に起因した被害を受けた者であるか、又は、特定被災地域にある事業所等が地震に起因した被害を受けた場合であって、当該事業書等の事業としてなされた発明又は実施される発明を出願した法人。
 **：ISOは国際調査見解書の略、IPERは国際予備審査報告書の略です。

5. 「早期審査に関する事情説明書」の記載要領



(1) 中小企業、個人、大学、公的研究機関、TLOによる出願の場合

①書誌的事項の記載要領

(ア) 【提出日】の欄

提出日の記載は、提出方法（Ⅱ. 5. (1) ⑤を参照）に応じて以下の3とおりがあります。

- a) 特許庁出願課受付窓口へ直接提出の場合：提出する年月日
- b) 郵便の場合：その投函の年月日、又は郵便局へ差し出す年月日
- c) オンラインの場合：不要

(イ) 【事件の表示】の欄

- a) 出願番号が通知されている場合

(記載例)

【事件の表示】 【出願番号】 特願2009-987654

- b) 出願番号が通知されていない場合（例：出願と同時に申請する場合）

【出願番号】の欄の代わりに【出願日】と【整理番号】の欄を設けて記載します。

(記載例)

【事件の表示】 【出願日】 令和3年5月14日提出の特許願 【整理番号】 (願書に記載の整理番号を記載)
--

- c) 国際特許出願の国内移行した出願で、出願番号が通知されていない場合には、【出願番号】の欄を【国際出願番号】とし、次に【出願の区分】の欄を設けて「特許」と記載します。

(記載例)

【事件の表示】 【国際出願番号】 PCT/JPO○○○○/○○○○○○ 【出願の区分】 特許
--

(ウ) 【提出者】の欄

a) 識別番号、住所又は居所

○識別番号の通知を受けている場合

【提出者】の次に【識別番号】の欄を設けて記載します。なお、識別番号を記載した場合には、【住所又は居所】の項目を設ける必要はなく記載も必要ありません。

(記載例)

【提出者】 【識別番号】 0 0 0 1 2 3 4 5 6

○識別番号の通知を受けていない場合

【提出者】の次に【住所又は居所】の欄を設けて記載します。なお、住所又は居所を記載した場合には【識別番号】の項目を設ける必要はなく記載も必要ありません。

【提出者】 【住所又は居所】 ○○○県○○○市○○○町○○丁目○○番○○号 ○○○マンション○○○号室

* 郵便番号の記載は必要ありません。

b) 氏名又は名称

【氏名又は名称】は、法人の場合には法人の名称を記載し、自然人の場合には氏名を記載します。法人の場合は【氏名又は名称】の次に【代表者】の欄を設けて、代表者の氏名を記載します。なお、押印や識別ラベルの貼付は必要ありません。

* 日本に営業所を有する外国法人の場合

日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、【氏名又は名称】の次に【日本における営業所】の欄を設けて営業所の所在地を記載し、その次に【代表者】の欄を設けて代表者を記載します。

c) 繰返記載

【提出者】の欄に記載すべき者が2人以上あるときには、【提出者】に従属する全ての項目に係る欄を繰返し設けて記載します。

(記載例)

【提出者】
【識別番号】 0 0 0 1 2 3 4 5 6
【住所又は居所】 ○○県○○市○○町○丁目○番○号
【氏名又は名称】 株式会社○○製作所
【代表者】 特許 太郎
【提出者】
【住所又は居所】 ○○県○○郡○○町○○○番地
【氏名又は名称】 ○○電機株式会社
【代表者】 発明 次郎

(エ) 【代理人】の欄

a) 代理人がない場合

【代理人】の項目を設ける必要はありません。

b) 代理人がいる場合

代理人の【識別番号】及び【住所又は居所】については(ウ)と同様に記載してください。【代理人】の欄に記載すべき者が2人以上あるときには、【代理人】に従属する全ての項目に係る欄を繰返し設けて記載します。なお、代理人及び提出者本人の押印及び識別ラベルの貼付は必要ありません。

(オ) 【早期審査の種別】の欄

「早期審査」と記載してください。

(記載例)

【早期審査の種別】 早期審査



②「事情」の記載要領

申請する出願人別で記載内容が異なります。以下を参考に記載してください。出願人のそれぞれの定義については、上記Ⅱ. 1. (*1) ~ (*4) を参照してください。

(記載例：中小企業の場合)

<p>【早期審査に関する事情説明】</p> <p>1. 事情 出願人株式会社〇〇〇〇は製造業に属する事業を主たる事業として営むものであって従業員数は230人、資本金は2億円であるから、「早期審査・早期審理ガイドライン」に定める中小企業である。</p> <p>2. 先行技術の開示及び対比説明 ・・・(先行技術の開示及び対比説明を記載します)・・・</p>
--

(記載例：個人の場合)

<p>【早期審査に関する事情説明】</p> <p>1. 事情 出願人〇〇〇〇は個人である。</p> <p>2. 先行技術の開示及び対比説明 ・・・(先行技術の開示及び対比説明を記載します)・・・</p>
--

(記載例：大学の場合)

<p>【早期審査に関する事情説明】</p> <p>1. 事情 出願人〇〇〇〇は学校教育法第1条に定められた大学である。</p> <p>2. 先行技術の開示及び対比説明 ・・・(先行技術の開示及び対比説明を記載します)・・・</p>
--

(記載例：公的研究機関の場合)

<p>【早期審査に関する事情説明】</p> <p>1. 事情 出願人は〇〇県であるが、〇〇県の公的研究機関である〇〇〇研究所の発明である。</p> <p>2. 先行技術の開示及び対比説明 ・・・(先行技術の開示及び対比説明を記載します)・・・</p>
--

(記載例：承認を受けた技術移転機関 (TLO) の場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

出願人株式会社〇〇〇ティー・エル・オーは承認を受けた技術移転機関である。

2. 先行技術の開示及び対比説明

・・・(先行技術の開示及び対比説明を記載します)・・・

※登記簿本等の証明書の提出は原則不要ですが、特許庁から求めがあった場合には速やかに提出してください。

[中小企業と大企業との共同出願の場合]

「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づく認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る発明で、「特例」(Ⅱ. 5. (1) ③表5を参照)に該当する場合は、事情の部分を次のように記載してください。

※この場合、提出者には少なくとも特定研究開発等計画について認定を受けた中小企業者が含まれていることが必要です。

(記載例)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

本出願は、中小企業と大企業との共同出願における「特例」に該当するものである。

(1) 株式会社〇〇〇〇は製造業に属する事業を主たる事業として営むものであって従業員数は〇〇人、資本金は〇億円であるから、「早期審査・早期審理ガイドライン」に定める中小企業である。

(2) 本出願は「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づく認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る発明で、認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日は〇〇年〇月〇日であるから、実施期間の終了日から起算して2年以内に出願されたものである。

(3) 本出願についての株式会社〇〇〇〇の権利の持分は、70%である。

※この場合も、登記簿本や認定計画の写し等の証明書の提出は原則不要ですが、特許庁から求めがあった場合には速やかに提出してください。



③「先行技術の開示及び対比説明」の記載要領

中小企業、個人、大学、公的研究機関、TLOが単独で出願する場合には、先行技術の開示に当たり先行技術調査を改めて行うことは必要ではありません（大企業との共同出願の場合は、下表「特例」に該当する場合を除き、先行技術調査が必要となります。）が、出願人が知っている先行技術文献との対比説明は必要となります。

したがって、対比説明を行うために、先行技術調査結果に基づく文献名や、早期審査の事情説明書提出までに知った文献名を記載することが必要です。

表5. 単独出願と共同出願の場合における要件の違い

条 件	先行技術の開示の際の先行技術調査	対比説明
中小企業・大学等の単独出願	知っている文献でも可	必 要
大企業との共同出願	必要	
中小企業と大企業との共同出願	原則必要だが、 特例 (*)に該当する場合は知っている文献でも可	

(*) 中小企業と大企業との共同出願における「特例」:「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づく認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る発明で、かつ、中小企業の権利の持分比率が50%以上の場合。この場合、認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して2年以内に出願されたものに限りま。

[先行技術調査の方法]

特許庁では、インターネットを介して誰もが無料で先行技術調査が行えるよう、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat : <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>）による検索サービスを提供しております。

[文献名の記載要領]

文献を開示する場合は、以下の例にならって記載してください。特に J-PlatPat 以外で入手した非特許文献の場合、記事が特定できるように出版年、号数、ページ数、出版社等を記載してください。

例1) 特開2003-000001号公報

例2) 特開平05-000001号公報

例3) 実公平07-000001号公報

例4) 米国特許第500001号明細書（又は、US500001A）

例5) 欧州特許出願公開第10001号明細書（又は、EP100001A1）

例6) 携帯電話マガジン 2005年10月号, 10-15頁, 携帯電話マガジン出版社

例7) AviationTechnicalResearch, September2006, Vol. 3, No1, pages10-15

[補正案の提示方法]

先行技術文献と対比等した結果、出願人において特許請求の範囲の記載などを補正した方が望ましいと判断した場合は、補正書を提出し、当該補正書に基づいて先行技術の開示及び対比説明を行うことができるほか、下記のように早期審査に関する事情説明書において補正案を提示し、当該補正案に基づいて先行技術の開示及び対比説明を行うことができます。

※補正案には【請求項1】のような、「【 】」の記号は使用しないでください。

(記載例)

<p>【早期審査に関する事情説明】</p> <p>1. 事情 … (事情を記載します) …</p> <p>2. 先行技術の開示及び対比説明</p> <p>(1) 文献名 欧州特許庁の調査結果として引用された全文献は以下のとおりである。</p> <p>①欧州特許出願公開第 10001 号明細書 ②特開平05-000001号公報</p> <p>(2) 補正案 請求項1について補正案があり、下記のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>… (補正案を記載します) …</p> <p>(3) 対比説明 … (対比説明を記載します) …</p>
--

「先行技術の開示及び対比説明」の記載要領は、明細書（発明の詳細な説明）中の記載内容に応じて異なります。以下では、それぞれの場合に応じて、「先行技術の開示及び対比説明」の記載要領を示します。

③-1 明細書中に先行技術文献と対比説明の記載がない場合^(*)

中小企業、個人、大学、公的研究機関、TLOが単独で出願する場合については、先行技術の開示において、先行技術調査を行った上で先行技術文献を開示していただくことを推奨しますが、上記出願人に限り先行技術調査は必須ではなく、出願人が知っている文献を記載していただくことで足りるものとし（特許法第36条第4項第2号と同じ要件ですが、出願以降に新たに知った文献がある場合には当該文献も記載してください。）。

対比説明とは、早期審査を申請する出願の「特許請求の範囲」に記載された発明（以下、これを「本願発明」と呼ぶ場合があります。）と先行技術文献の内容とを比較検討し、両者の相違点や、相違点に基づく本願発明の技術的に有利な効果を、具体的且つ簡潔に記載してください。比較を行うに当たっては、関連する先行技術文献の内容について、記載されている場所がわかるようにページ数、行数、図の番号等を示してください。

(*) 明細書に先行技術文献の開示がない場合、早期審査の事情説明書に先行技術文献を記載するだけでは、特許法第36条第4項第2号の要件を満たすことにはなりませんのでご注意ください。

(記載例)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

.....(事情を記載します).....

2. 先行技術の開示及び対比説明

(1) 文献名

先行技術調査を行った結果、文献1を発見しました。また、知っている文献として文献2があります。

文献1：特開平05-000001号公報

文献2：携帯電話マガジン2005年10月号 10-15頁 携帯電話マガジン出版社

(2) 対比説明

文献1の第3ページ第5行から第15行、及び文献2の第10ページから第15ページには、本願発明と技術分野は同じ携帯電話に関するものが開示されていますが、着信を知らせるのは音と振動によるものです。

これに対し、本願発明は、音と振動に加え、光でも着信を知らせることができる点で異なっています。これにより、非携帯時で周囲雑音が激しい状況でも着信を知らせることができます。

【大企業との共同出願の場合】

「特例」に該当する場合を除き、中小企業や個人、大学・公的研究機関・TLOが大企業と共同出願をしている場合には、先行技術調査を行っていただいた上で、先行技術の開

示を行う必要があります。

③-2 明細書に先行技術文献と対比説明がある場合

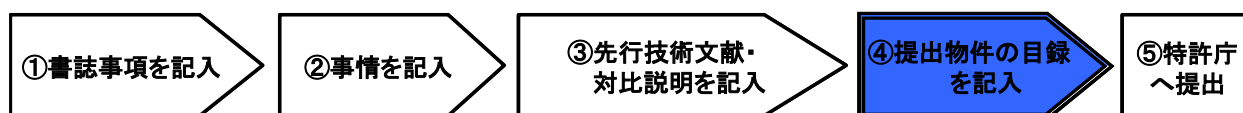
明細書において、既に、先行技術・関連技術の調査結果が文献名・公報番号などを挙げて適切に開示され、かつ対比説明も適切に記載されている場合は以下の例のような簡略記載が可能です。

(記載例)

<p>【早期審査に関する事情説明】</p> <p>1. 事情(事情を記載します).....</p> <p>2. 先行技術の開示及び対比説明</p> <p>(1) 文献名 明細書中の段落【0008】に記載しています。</p> <p>(2) 対比説明 明細書の段落【0010】及び【0011】において十分な対比説明を行っている。</p>

③-3 明細書に先行技術文献のみの記載がある場合

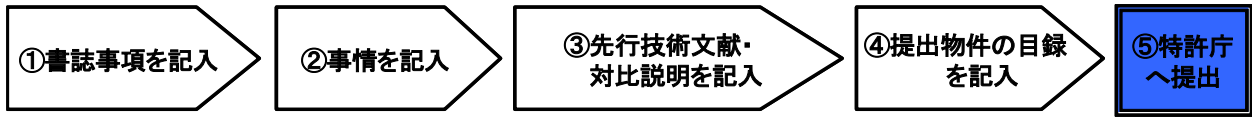
明細書において先行技術文献の開示は適切になされているものの、対比説明が不十分な場合には、上記③-2の記載例の、「(2) 対比説明」の部分に対比説明を記載することが必要です。



④「提出物件の目録」の記載要領

出願が、中小企業、個人、大学、公的研究機関、TLOのうちいずれかによる出願である場合には、全ての物件提出が省略できますので、【提出物件の目録】欄以下の項目自体を削除してください。

なお、物件提出をする場合は、後述のⅡ. 5. (2) の記載を参照してください。



⑤特許庁への提出

(ア) 提出方法

a) オンライン

早期審査に関する事情説明書は、オンラインで提出することができます。

b) 持参

特許庁出願課受付窓口（特許庁1F）に直接持参の上書類をご提出ください。

（所在地） 東京都千代田区霞が関3の4の3

c) 郵送

封筒に「早期審査に関する事情説明書在中」と表示して、特許庁長官あてに郵送してください。

（あて先）〒100-8915 東京都千代田区霞が関3の4の3

(イ) 手数料

「早期審査に関する事情説明書」の提出に関し、特許庁への手続手数料は不要です。また、書面で提出されても、データエントリー料（電子化のための手数料）は不要です。

(ウ) 提出書類の補充

提出した「早期審査に関する事情説明書」の補充を行う場合は、「早期審査に関する事情説明補充書」をもって行います。この場合も特許庁への手続手数料は不要です。

なお、特許庁から、「早期審査の対象としない」旨を記載した「早期審査に関する通知書」が出願人（代理人）に通知された場合を除いては、「早期審査に関する事情説明書」を再度提出する必要はありません。

(2) 外国関連出願の場合

①書誌的事項の記載要領

上記Ⅱ. 5. (1) ①を参照してください

②「事情」の記載要領

日本国特許庁以外の特許庁、政府間機関に出願を行ったこと、又は国際出願を行ったことを、出願した国（機関）の出願番号、公報番号又は国際出願番号を含めて具体的に記載してください。その際、出願日の記載及び日本国特許庁以外の特許庁、政府間機関又は受理官庁に出願を行った事実を疎明する書面（出願書類の謄本など）の提出は省略することができます。

（記載例：出願番号や公報番号が付与されている場合）

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

欧州特許庁及び米国特許庁へ出願を行った。

欧州特許庁への出願の出願番号は〇〇〇〇〇〇である。また、米国特許庁では既に特許になっており、米国特許公報の番号は〇〇〇〇〇〇〇〇である。

なお、外国関連出願において、上記いずれの番号も付与されていない場合には、出願した国（機関）及び年月日を記載し、当該外国出願の願書の写し等を添付することによって外国出願番号等の記載に代えることができます。

③「先行技術の開示及び対比説明」の記載要領

外国関連出願においては、先行技術の開示の際の先行技術調査、及び対比説明の両方が必要です。ただし、他国の特許庁において先行技術調査結果が得られている場合は、当該調査結果は先行技術調査に代えることが可能ですので、その結果に基づいて、先行技術の開示と対比説明を記載してください（③-2を参照）。

※先行技術の文献名の記載要領については、上記Ⅱ. 5. (1) ③ [文献名の記載要領] を参照してください。

※ [補正案の提示] の記載については、上記Ⅱ. 5. (1) ③ [補正案の提示方法] を参照してください。

※米国特許商標庁提出の「情報開示陳述書（IDS）」

外国関連出願において「情報開示陳述書（IDS）」を米国特許商標庁へ提出している場合には、可能な限り当該陳述書の写しを事情説明書に添付してください。

③-1 外国特許庁の調査結果がない場合

外国関連出願については、先行技術の開示において、先行技術調査を行った上で先行技術文献を開示していただく必要があります。対比説明は、本願の特許請求の範囲に記載された発明と先行技術の内容とを比較検討し、両者の相違点や本願発明の技術的に有利な効果を、具体的且つ簡潔に記載してください。

(記載例：外国特許庁の調査結果がない場合)

<p>【早期審査に関する事情説明】</p> <p>1. 事情(事情を記載します).....</p> <p>2. 先行技術の開示及び対比説明</p> <p>(1) 文献名 特許情報プラットフォームを用いて検索した結果、本願発明に関連する文献は以下のとおりである。なお、検索は、「要約+請求の範囲」で検索キーワード「傘」、「LED」、「発光ダイオード」を用いて調査した。</p> <p>文献1：特開平05-000001号公報 文献2：特開2000-543210号公報</p> <p>(2) 対比説明 本願発明は、雨天時夜間の安全のため、傘の露先にLEDを設け点滅させる傘です。一方、文献1と2には、同じく、雨天時夜間の安全のため、反射部材を用いた傘が開示されていますが、LEDの点滅に比べ認知性が低いものです。</p>
--

なお、明細書において、既に、先行技術・関連技術の調査結果が文献名・公報番号などをあげて適切に開示され、かつ対比説明も適切に記載されている場合は以下の例のような簡略記載が可能です。

(記載例：簡略記載の場合)

<p>【早期審査に関する事情説明】</p> <p>1. 事情(事情を記載します).....</p> <p>2. 先行技術の開示及び対比説明</p> <p>(1) 文献名 明細書中の段落【0008】に記載しています。</p> <p>(2) 対比説明 明細書の段落【0010】及び【0011】において十分な対比説明を行っている。</p>

③-2 外国特許庁の調査結果がある場合

外国特許庁での先行技術調査結果が既に得られている場合は、当該調査結果として引用された全ての先行技術文献を記載してください。明細書中での調査結果・対比説明がある場合でも省略しないでください(なお、出願人自らによる先行技術調査及び当該調

査結果の記載を省略することは可能です。)

(外国特許庁の調査結果がある場合で、調査結果のみ記載の場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

.....(事情を記載します).....

2. 先行技術の開示及び対比説明

(1) 文献名

欧州特許庁の調査結果として引用された全文献は以下のとおりである。

文献1：欧州特許出願公開第10001号明細書

文献2：米国特許第500001号明細書

(2) 対比説明

本願発明は、雨天時夜間の安全のため、傘の露先にLEDを設け点滅させる傘です。一方、文献1と2には、同じく、雨天時夜間の安全のため、反射部材を用いた傘が開示されていますが、LEDの点滅に比べ認知性が低いものです。

[日本語国際出願の特例]

日本語で国際出願している特許出願において、国際調査見解書又は国際予備審査報告書が得られている場合には、それらを早期審査に関する事情説明書に添付することにより先行技術の開示及び対比説明の記載を省略することができます。

ただし、早期審査の対象となる発明が補正により国際調査見解書又は国際予備審査報告書の対象となった発明と全く異なるものとなった場合には、補正後の発明に対して先行技術調査を行い、出願人による先行技術文献の開示と対比説明をする必要があります。

④「提出物件の目録」の記載要領

【早期審査に関する事情説明】に記載した先行技術文献については、その写しを添付してください。

ただし、先行技術文献が下記(ア) a)、b)のいずれかに該当する場合はその先行技術文献の写しについては添付を省略できます。また、(イ)の場合には、**【提出物件の目録】**欄以下の削除が可能です(記載不要)。

(ア) 先行技術文献の添付が省略できる場合

a) 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)で参照できる場合

特許情報プラットフォームにおいては、「特許実用新案公報DB」「外国公報DB」にて、内外特許公報の多く(外国公報は米国、欧州、中国、韓国、西独、英国、仏国、スイス、国

際出願それぞれの公開公報あるいは特許（公告）公報）を参照でき、これらの公報については添付を省略できます。

先行技術文献がこれらの公報に該当するために写しの提出を省略するときは、「添付を要しないため省略」する旨記載してください。

b) 特許庁に提出されている先行技術文献の写しを援用する場合

援用により写しの提出を省略するときは、【提出物件の目録】の【物件名】の欄に当該書類名を記載し、その次に【援用の表示】の欄を設けて、援用される事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を記載してください。また、2以上の写しの提出を省略するときは、【物件名】に従属する全ての項目に係る欄を繰り返し設けて記載してください。

(物件（文献）1件をイメージで提出する場合)

【提出物件の目録】
【物件名】 米国特許第〇〇〇〇〇号明細書 1
【添付物件】
【物件名】 米国特許第〇〇〇〇〇号明細書
【内容】
文献イメージ

(物件（文献）2件をイメージで提出する場合)

【提出物件の目録】
【物件名】 米国特許第〇〇〇〇〇号明細書 1
【物件名】 仏国特許第〇〇〇〇〇号明細書 1
【添付物件】
【物件名】 米国特許第〇〇〇〇〇号明細書
【内容】
文献イメージ
【物件名】 仏国特許第〇〇〇〇〇号明細書
【内容】
文献イメージ

(複数提出物件の内、一部物件の提出を省略できる場合)

【提出物件の目録】
【物件名】 携帯電話マガジン 2005年10月号 10-15頁 1
【物件名】 仏国特許第〇〇〇〇〇号明細書 1
【添付物件】

【物件名】 携帯電話マガジン 2005 年 10 月号 10-15 頁

【内容】

文献イメージ

【物件名】 仏国特許第〇〇〇〇〇号明細書

【内容】

添付を要しないため省略 (J-PlatPat により参照可能)

(写しを添付する場合)

【提出物件の目録】

【物件名】 携帯電話マガジン 2005 年 10 月号 10-15 頁 1

(別葉に提出物件を添付する。)

(援用により提出する物件を省略する場合)

【提出物件の目録】

【物件名】 西独国特許第〇〇〇〇〇号明細書 1

【援用の表示】 特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇号、意見書、令和〇年〇月〇日

* 「【物件名】」は50文字以内とし、数量を記載してください。物件名と数量の間にはスペースを入れますが、それ以外にはスペースを用いしないでください。

(イ) 【提出物件の目録】の削除が可能な場合 (記載不要)

事情説明書に提出する物件が一つも存在しない場合又は物件全てについて提出を省略できる場合は、【提出物件の目録】欄以下の項目を削除することができ、何も記載する必要はありません。

⑤特許庁への提出

上記Ⅱ. 5. (1) ⑤を参照してください。

(3) 実施関連出願の場合

①書誌的事項の記載要領

上記Ⅱ. 5. (1) ①を参照してください。

②「事情」の記載要領

製品を実際に製造販売している場合や、早期審査申請から2年以内に生産開始を予定している場合などが実施関連に該当するので、その実施状況を記載します。

(記載例：既に製品を製造・販売している場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

請求項1に記載された〇〇〇〇制御装置を用いた〇〇〇〇を令和〇〇年〇月から製品名「〇〇〇〇」として製造・販売している。

※製品名の記載は必須ではありませんが、できるだけ実施状況を詳しく記載してください。

(記載例：申請から2年以内に生産開始する場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

請求項〇〇に記載されているように、〇〇〇〇の点を〇〇〇〇した〇〇〇〇を取り付け、〇〇〇に〇〇〇〇を設けた〇〇〇〇〇〇を2年以内に生産開始する予定の実施関連出願である。

(記載例：発明に係る試作品を申請から2年以内に他社に提供する場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

出願人は請求項1に記載された〇〇〇〇装置の研究開発を行っている研究開発型の企業であり、自身が研究開発した〇〇〇〇装置について、他社と提携して製品化を図る予定である。そして、出願人は、他社との提携の検討のために、当該請求項に係る〇〇〇〇装置の試作品を、今後2年以内に他社に提供することを予定しているから、この出願は出願人による実施関連出願である。

③「先行技術の開示及び対比説明」の記載要領

実施関連出願については、先行技術の開示の際の先行技術調査、及び対比説明の両方が必要です。

※先行技術の文献名の記載要領については、上記Ⅱ. 5. (1) ③「文献名の記載要領」を参照してください。

※「補正案の提示」の記載については、上記Ⅱ. 5. (1) ③「補正案の提示方法」を参照してください。

③-1 明細書中に先行技術文献と対比説明の記載がない場合

先行技術の開示において、先行技術調査を行った上で先行技術文献を開示していただく必要があります。対比説明は、本願の特許請求の範囲に記載された発明と先行技術文献の内容とを比較検討し、両者の相違点や本願発明の技術的に有利な効果を、具体的且つ簡潔に記載してください。

(記載例)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

.....(事情を記載します).....

2. 先行技術の開示及び対比説明

(1) 文献名

商用データベース〇〇を用いて、キーワード「自転車」、「補助輪」、「跳ね上げ」、「跳上」を用いて検索した結果、以下の関連文献が発見された。

文献1：特開平10-123456号公報

(2) 対比説明

本願発明は、「前輪と後輪と、前輪と後輪との間に懸架されたフレームと、後輪を駆動するためのペダルと、ペダルの動力を後輪に伝達するチェーンを備えた自転車において、後輪の両側に補助輪を設け、この補助輪が一定以上の速度の走行時には自動的に跳ね上げられる跳ね上げ駆動部を設けたことを特徴とする自転車。」です。

これを文献1と対比すると、文献1の4ページに記載された「前輪」、「後輪」、「前輪と後輪との間に懸架されたフレーム」、「後輪を駆動するためのペダル」、「ペダルの動力を後輪に伝達するチェーン」、「後輪の両側の補助輪」が構成上共通します。

しかしながら文献1の「後輪の両側の補助輪」は、跳ね上げることはできますが、走行前に運転者が必要性に応じて、いわば、使用者毎に跳ね上げるか否か判断して足で跳ね上げるものです。

これに対し、本願発明の補助輪は一定以上の速度の走行時には自動的に跳ね上げ

られるものであり、速度が遅い不安定な時は補助輪が作用し、その後一定以上の速度に達した後は、自動的に補助輪を跳ね上げて自転車の運転の習熟を促すもので、その機能は大きく異なるものです。

③－２ 明細書に先行技術文献と対比説明がある場合

明細書において、既に、先行技術・関連技術の調査結果が文献名・公報番号などを挙げて適切に開示され、かつ対比説明も適切に記載されている場合は、以下の例のような簡略記載が可能です。

(記載例：簡略記載の場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

.....(事情を記載します).....

2. 先行技術の開示及び対比説明

(1) 文献名

明細書中の段落【0008】に記載しています。

(2) 対比説明

明細書の段落【0010】及び【0011】において十分な対比説明を行っている。

④「提出物件の目録」の記載要領

上記Ⅱ. 5. (2) ①を参照してください。

⑤特許庁への提出

上記Ⅱ. 5. (1) ⑤を参照してください。

(4) グリーン関連出願の場合

①書誌的事項の記載要領

上記Ⅱ. 5. (1) ①を参照してください。

②「事情」の記載要領

請求項に記載された発明が、省エネ、CO₂削減等の効果を有する発明（グリーン発明）であることの合理的な説明を、明細書の記載に基づいて簡潔に記載してください。

(記載例：省エネ効果がある場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

請求項○に記載された「○○装置」は、△△の燃焼効率を高めることによる省エネルギー効果を有するものである（段落【○○○○】を参照。）。

(記載例：CO₂削減効果がある場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

請求項○に記載された「○○」は、明細書の段落【○○○○】に記載されているように、××を△△することによりCO₂排出量を削減する効果を有するものである。

③「先行技術の開示及び対比説明」の記載要領

グリーン関連出願については、実施関連出願と同様に、先行技術の開示の際の先行技術調査、及び対比説明の両方が必要です。

※先行技術の文献名の記載要領については、上記Ⅱ. 5. (1) ③ [文献名の記載要領] を参照してください。

※ [補正案の提示] の記載については、上位Ⅱ. 5. (1) ③ [補正案の提示方法] を参照してください。

③-1 明細書中に先行技術文献と対比説明の記載がない場合

上記Ⅱ. 5. (3) ③-1 を参照してください。

③－２ 明細書に先行技術文献と対比説明がある場合

上記Ⅱ．５．（３）③－２を参照してください。

④「提出物件の目録」の記載要領

上記Ⅱ．５．（２）④を参照してください。

⑤特許庁への提出

上記Ⅱ．５．（１）⑤を参照してください。

(5) 震災復興支援関連出願の場合

①書誌的事項の記載要領

上記Ⅱ. 5. (1) を参照してください。

②「事情」の記載要領

出願人の全部又は一部が、特定被災地域に住所又は居所を有する者であって、地震に起因した被害を受けた者である旨か、又は、出願人が法人であり、当該法人の特定被災地域にある事業所等^(※)が地震に起因した被害を受けた場合であって、当該事業所等の事業としてなされた発明又は実施される発明である旨を記載してください。

○福島協定の期間内の時限的措置の適用を受ける場合

出願人の全部又は一部が、福島県に住所又は居所を有する者であって、福島県での復興・イノベーション創出に資する発明である旨、又は、出願人が法人であり、当該法人の福島県にある事業所等の事業としてなされた発明又は実施される発明であって、福島県での復興・イノベーション創出に資する発明である旨を記載してください。

(※) 事業所等とは、工場、事務所、店舗、研究所を含みます。ただし、出願人と主体が異なる子会社や関連会社（別登記の法人）は含みません。

(記載例：出願人の住所が特定被災地域にある場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

出願人のうち、株式会社〇〇〇は、特定被災地域に含まれる〇〇県〇〇市に住所を有しており、東日本大震災により被災しました。

(記載例：研究所が地震に起因した被害を受けた場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

当該出願の出願人である株式会社〇〇〇〇は、本社は東京都〇〇区であるが、東日本大震災により、特定被災地域である〇〇県〇〇市にある研究所が被災しました。当該出願の発明は当該研究所でなされた発明です。

(記載例：事業所が地震に起因した被害を受けた場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

当該出願の出願人である株式会社〇〇〇〇は、本社は東京都〇〇区であるが、東日本大震災により、特定被災地域である〇〇県〇〇市にある事業所が被災しました。当該出願の発明は当該事業所で生産する物に関する発明です。

③「先行技術の開示及び対比説明」の記載要領

先行技術の開示に当たり先行技術調査を改めて行うことは、原則必要ありませんが、出願人が知っている先行技術文献との対比説明は必要となります。なお、要件^(※)を満たさない大企業との共同出願の場合は、先行技術調査が必要となります。

(※) 出願人の全部又は一部が、特定被災地域に住所又は居所を有する者であって、地震に起因した被害を受けた者であるか、又は、特定被災地域にある事業所等が地震に起因した被害を受けた場合であって、当該事業所等の事業としてなされた発明又は実施される発明を出願した法人したがって、対比説明を行うために、先行技術調査結果に基づく文献名や、早期審査の事情説明書提出までに知った文献名を記載することが必要です。

※先行技術の文献名の記載要領については、上記Ⅱ. 5. (1) ③ [文献名の記載要領] を参照してください。

※ [補正案の提示] の記載については、上記Ⅱ. 5. (1) ③ [補正案の提示方法] を参照してください。

④「提出物件の目録」の記載要領

全ての物件提出が省略できますので、【提出物件の目録】欄以下の項目自体を削除してください（②の事情がない大企業との共同出願の場合は、物件提出は省略できません。）。

なお、物件提出をする場合は、上記Ⅱ. 5. (2) ④を参照してください。

⑤特許庁への提出

上記Ⅱ. 5. (1) ⑤を参照してください。

(6) アジア拠点化推進法関連出願の場合

①書誌的事項の記載要領

上記Ⅱ. 5. (1) ①を参照してください。

②「事情」の記載要領

出願人の全部又は一部が、認定研究開発事業計画に従って研究開発事業を行うために特定多国籍企業が設立した国内関係会社であって、請求項に記載された発明が、認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る発明である旨、認定された研究開発事業の実施期間の終了日から起算して2年以内の出願である旨を記載してください。

(記載例)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

(1) 株式会社〇〇〇〇は、「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法」に基づいて認定された研究開発事業計画に従って研究開発事業を行う国内関係会社である。

(2) 認定された研究開発事業「△△△△」は、・・・(研究開発事業の内容)・・・を行うものであり、請求項〇に記載された発明は、当該研究開発事業の成果に係るものである。

(3) 認定された研究開発事業計画の実施期間の終了日は〇〇年〇月〇日であるから、本出願は、実施期間の終了日から起算して2年以内に出願されたものである。

③「先行技術の開示及び対比説明」の記載要領

アジア拠点化推進法関連出願については、実施関連出願、グリーン関連出願と同様に、先行技術の開示の際の先行技術調査、及び対比説明の両方が必要です。

※先行技術の文献名の記載要領については、上記Ⅱ. 5. (1) ③ [文献名の記載要領] を参照してください。

※ [補正案の提示] の記載については、上記Ⅱ. 5. (1) ③ [補正案の提示方法] を参照してください。

③-1 明細書中に先行技術文献と対比説明の記載がない場合

上記Ⅱ. 5. (3) ③-1 を参照してください。

③-2 明細書に先行技術文献と対比説明がある場合

上記Ⅱ. 5. (3) ③-2を参照してください。

④「提出物件の目録」の記載要領

認定研究開発事業計画の写しを添付してください。なお、認定研究開発事業計画の写しについては、以下の箇所の抜粋で足りるものとします。

研究開発事業計画の認定通知書	
研究開発事業計画に係る認定申請書	2 研究開発事業計画の内容 (1) 事業名 (2) 研究開発事業の内容 (3) 研究開発事業を行う国内関係会社の記載箇所
	4 実施期間 実施期間の記載箇所

※「早期審査に関する事情説明書」に添付された書類は、閲覧に供されます。認定研究開発事業計画の写しを添付する際に上記以外の箇所が含まれる場合、その箇所も開示されることにご留意ください。

同じ研究開発事業の成果に係る出願について、「早期審査に関する事情説明書」又は「早期審理に関する事情説明書」に認定研究開発事業計画の写しを既に添付している場合であって、援用により写しの提出を省略するときは、【提出物件の目録】の【物件名】の欄に当該書類名を記載し、その次に【援用の表示】の欄を設けて、援用される事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を記載してください。

(物件をイメージで提出する場合)

【提出物件の目録】 【物件名】 認定研究開発事業計画の写し 1 【添付物件】 【物件名】 認定研究開発事業計画の写し 【内容】 認定研究開発事業計画のイメージ

(写しを添付する場合)

【提出物件の目録】

【物件名】 認定研究開発事業計画の写し 1

(別葉に提出物件を添付する。)

(援用により提出を省略する場合：早期審査に関する事情説明書)

【提出物件の目録】

【物件名】 認定研究開発事業計画の写し 1

【援用の表示】 特願○○○○－○○○○○○号（出願番号が通知されていない場合は、特許出願の年月日）に係る令和○○年○月○日提出の早期審査に関する事情説明書に添付のものを援用する。

(援用により提出を省略する場合：審査請求料軽減申請書)

【提出物件の目録】

【物件名】 認定研究開発事業計画の写し 1

【援用の表示】 特願○○○○－○○○○○○号（出願番号が通知されていない場合は、特許出願の年月日）に係る令和○○年○月○日提出の審査請求料軽減申請書に添付のものを援用する。

なお、その他の物件提出をする場合は、上記Ⅱ. 5. (2) ④を参照してください。

⑤特許庁への提出

上記Ⅱ. 5. (1) ⑤を参照してください。

(7) スタートアップ対応面接活用早期審査を申請する場合

①書誌的事項の記載要領

上記Ⅱ. 5. (1) ①を参照してください。

②「事情」の記載要領

冒頭に、「スタートアップ対応面接活用早期審査を希望する」ことを必ず記載してください。また、スタートアップによる出願かつ実施関連出願であることを具体的に記載してください。さらに、面接の日程調整のため、出願人又は代理人等の電話連絡先等を記載してください。

「スタートアップによる出願」であることを説明するには、出願人の全部又は一部が上記Ⅱ. 2. (2) ①に示した(i)から(iii)までのいずれかに該当することを記載します。

※登記簿本等の証明書の提出は原則不要ですが、特許庁から求めがあった場合には速やかに提出してください。

「実施関連出願」については、上記Ⅱ. 5. (3) ②を参照してください。

(記載例：個人事業主の場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

スタートアップ対応面接活用早期審査を希望する。

(1) スタートアップであることの説明

出願人〇〇〇〇は、開業届出書を税務署に提出した個人事業主であり、事業の開始日が〇〇〇〇年〇月〇日であって事業開始後10年未満であるから、「早期審査・早期審理ガイドライン」に定めるスタートアップである。

(2) 実施関連出願であることの説明

・・・・・・・・(実施関連出願であることを記載します)・・・・・・・・

出願人電話連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(記載例：小規模企業の場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

スタートアップ対応面接活用早期審査を希望する。

(1) スタートアップであることの説明

出願人有限会社〇〇〇〇は、サービス業に属する事業を主たる事業として営むものであって従業員数は3人であり、〇〇〇〇年〇月〇日設立であるから設立から10年未満であり、かつ、大企業（資本金額又は出資金額が3億円以下の法人以外の法人）に支配されていない企業であるから、「早期審査・早期審理ガイドライン」に定めるスタートアップである。

(2) 実施関連出願であることの説明

・・・・・・・・(実施関連出願であることを記載します)・・・・・・・・

出願人電話連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(記載例：資本金3億円以下の法人の場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

スタートアップ対応面接活用早期審査を希望する。

(1) スタートアップであることの説明

出願人株式会社〇〇〇〇は、資本金〇億円であるから資本金3億円以下であり、〇〇〇〇年〇月〇日設立であるから設立から10年未満であり、かつ、大企業（資本金額又は出資金額が3億円以下の法人以外の法人）に支配されていない企業であるから、「早期審査・早期審理ガイドライン」に定めるスタートアップである。

(2) 実施関連出願であることの説明

・・・・・・・・(実施関連出願であることを記載します)・・・・・・・・

出願人電話連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

③「先行技術の開示及び対比説明」の記載要領

スタートアップが単独で出願する場合には、先行技術の開示に当たり先行技術調査を改めて行うことは必要ではありません。ただし、出願人が知っている先行技術文献との対比説明は必要となります。

大企業との共同出願の場合の取扱いは、上記Ⅱ. 5. (1) ③表5を参照してください。

③-1 明細書中に先行技術文献と対比説明の記載がない場合

上記Ⅱ. 5. (1) ③-1を参照してください。

③－２ 明細書に先行技術文献と対比説明がある場合

上記Ⅱ．５．（１）③－２を参照してください。

③－３ 明細書に先行技術文献のみ記載がある場合

上記Ⅱ．５．（１）③－３を参照してください。

④「提出物件の目録」の記載要領

上記Ⅱ．５．（１）④を参照してください。

⑤特許庁への提出

上記Ⅱ．５．（１）⑤を参照してください。

6. 審査手続等

(1) 審査手続

①選定手続

審査長・室長は、「早期審査に関する事情説明書」の提出があった場合、早期審査に付すか否かの選定を行います。また「事情」に「スタートアップ対応面接活用早期審査を希望する」と記載されていた場合は、あわせて面接活用審査に付すか否かの選定も行います。

なお、「早期審査に関する事情説明書」の事情の記載では、実施関連出願について実施状況が不明確である場合、及びグリーン関連出願についてグリーン発明であることが不明確である場合など、選定の判断が適切に行えない場合には、出願人（代理人）に問合せを行うことがあります。その場合、問い合わせた内容と回答内容を応対記録（閲覧対象書類）に記録します。

②早期審査として選定できない事例

早期審査の対象とするか否かは、「早期審査に関する事情説明書」の記載に基づいて行います。以下に示す例は、早期審査の対象とすることはできませんので参考にしてください。

(ア) 事情

○中小企業、個人、大学、公的研究機関、TLOからの出願

(例1) 公的研究機関以外の研究機関（社団法人・財団法人）

(例2) 「中小企業」と記載していながら、従業員数が400人、資本金が4億円などと、早期審査・早期審理ガイドラインで定めた定義を逸脱した記載がある場合

○外国関連出願

(例1) 外国特許庁に出願した出願番号等が記載されておらず、外国出願の願書の写し等も添付されていない場合

(例2) 外国特許庁に出願した出願番号等が間違っている場合

○実施関連出願

(例1) 実施予定でありながら、その予定が2年以内である旨が記載されていない場合

○グリーン関連出願（省エネ、CO₂削減等の効果を有する発明について特許を受けようとする特許出願）

(例1) 事情の欄に、グリーン関連であることについて何ら記載がない場合

(例2) グリーン関連出願とは全く関係のない事情が記載されている場合

(例3) グリーン関連出願であることの説明が、明細書の記載に基づいていないことが明らかである場合

○震災復興支援関連出願

(例1) 全ての出願人の住所又は居所が、特定被災地域外にあり、かつ、地震に起因した被害を受けた事業所等と、無関係な出願である場合

(例2) 地震に起因した被害を受けた旨の記載がない場合

○福島協定の期間内の時限的措置の適用を受ける場合

出願人の全部又は一部が、福島県に住所又は居所を有する者であって、福島県での復興・イノベーション創出に資する発明である旨、又は、出願人が法人であり、当該法人の福島県にある事業所等の事業としてなされた発明又は実施される発明であって、福島県での復興・イノベーション創出に資する発明である旨の記載があれば足りります。

○アジア拠点化推進法関連出願

(例1) 認定研究開発事業計画の写しが添付されておらず、援用する旨も記載されていない場合

(例2) 出願人が、認定研究開発事業計画の写しに記載された国内関係会社ではない場合

(例3) 本出願に係る発明が認定研究開発事業の成果に係る発明でないことが、認定研究開発事業計画の写しに記載された研究開発事業の内容及び早期審査に関する事情説明書の記載から明らかである場合

(例4) 認定研究開発事業の実施期間の終了日から起算して、2年より後に出願されたものである場合

(イ) 先行技術の開示と対比説明

○先行技術の開示

(例1) 先行技術の開示の欄に、何ら記載がない場合

(例2) 先行技術文献として記載しているものの、何れも出願年よりも新しい発行年の文献が記載されている場合（出願に先行する技術文献として認められないもの）

(例3) 特例（Ⅱ．5．（1）③表5を参照）に該当することを事情において主張していない中小企業と大企業の共同出願であるにもかかわらず、先行技術調査が行われていない場合

(例4) 震災復興支援関連出願において、要件^(※)を満たさない大企業が出願人に含まれているにもかかわらず、先行技術調査又は対比説明が行われておらず、明細書中にも先行技術文献と対比説明の記載がない場合

(※) 出願人の全部又は一部が、特定被災地域に住所又は居所を有する者であって、地震に起因した被害を受けた者であるか、又は、特定被災地域にある事業所等が地震に起因した被害を受けた場合であって、当該事業所等の事業としてなされた発明又は実施される発明を出願した法人

○対比説明

(例1) 先行技術文献の提示のみで対比説明が何ら記載されていない場合

(例2) 出願の技術的内容が記載されているだけで、先行技術文献との対比的な説明が記載されていない場合

(例3) 先行技術文献の技術的内容が記載されているだけで、出願内容との対比的な説明が記載されていない場合

③スタートアップ対応面接活用早期審査として選定できない事例

(ア) 事情

(例1) 「スタートアップ」と記載していながら、資本金が3億円以上であるなど、スタートアップの条件を逸脱した記載がある場合

(イ) 先行技術の開示と対比説明

(例1) 出願人が知っている先行技術文献の開示が何らされていない場合

(例2) 出願人が知っている先行技術文献との対比説明が何ら記載されていない場合

④選定結果の通知

選定の結果は、「早期審査に関する通知書」として出願人(代理人)に通知されます。

面接活用審査の対象となった場合には、面接の日程調整等のため、審査官から代理人等に連絡を行います。

⑤審査官による早期審査・面接活用審査の開始

選定の結果、早期審査の対象となった案件については、担当審査官は通常の案件に優先して速やかに審査を開始し(特別の事情がある場合を除く。)、着手後の処理についても遅滞なく審査が終了するよう審査手続を進めます。

更に面接活用審査の対象になった案件については、一次審査結果通知前に行う面接を通じて、スタートアップが早期かつ戦略的に特許権を取得できるようにします。そのため、面接時には上記Ⅱ. 2. に示したとおり例えば以下のとおり行います。

- ・ 出願人側対応者は、事業における出願の位置付けを説明します。
- ・ 審査官は、拒絶理由があれば、概要を説明します。
- ・ 審査官は、拒絶理由を解消するために、出願人のとり得る対応を示すことができる場合は、積極的に補正、分割等の示唆をします。
- ・ 審査官は、特許庁のスタートアップ関連施策等について紹介します。

(2) 提出書類の閲覧

「早期審査に関する事情説明書」は、選定結果の如何にかかわらず、出願書類等と同様に閲覧に供します。

(3) 早期処理のための出願人（代理人）の協力

早期処理が図れるよう出願人（代理人）に対し以下の点の協力をお願いします。

- ① 応答期間の延長請求の抑制
- ② 補正書、納付書等のオンライン手続の励行
- ③ 審査官から面接審査、技術説明等の要請があった場合における対応
- ④ 証明書類や入手困難な先行技術文献等（企業における自社カタログ、大学における発明者の大学内論文集等）の提出を求めた際の速やかな提出
- ⑤ （手数料を長期間納付しない等の）出願人（代理人）の責により方式審査が長期間未完となることのない、円滑な手続の進行

特に、同一出願人からの早期審査の申請が多数に及んだ場合においては、審査効率の向上を図るために、出願人（代理人）に対して面接審査、技術説明などを要請することがあります。

上記の協力が十分かつ迅速に得られない場合には、早期審査の対象外とすることがあります。

早期審査の申請様式

①早期審査様式1 (オンライン手続の場合)

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【早期審査の種別】

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

2. 先行技術の開示及び対比説明

【提出物件の目録】

【物件名】

【添付物件】

【物件名】

【内容】

②早期審査様式2 (書面手続の場合)

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【早期審査の種別】

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

2. 先行技術の開示及び対比説明

【提出物件の目録】

【物件名】

(○○○の写し)

- a) 用紙は、日本産業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載しないでください。
- b) 余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを越えないものとしてください。
- c) 書き方は左横書、1行は40字詰めとし、各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり、1ページは50行以内としてください。
- d) 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りょうにかつ容易に消すことができないように記載してください。また、半角文字並びに「【」、「】」、「▲」及び「▼」は用いしないでください(欄名の前後に「【」、「】」を用いるときを除く。)
- e) 書類が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数をなるべく記入してください。
- f) とじ方はなるべく左とじとし、容易に分離し、とじ直すことができるように例えばステイプラー等を用いてとじてください。

③早期審査補充書様式1 (オンライン手続の場合)

【書類名】 早期審査に関する事情説明補充書

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【補充の内容】

【提出物件の目録】

【物件名】

【添付物件】

【物件名】

【内容】

④早期審査補充書様式2 (書面手続の場合)

【書類名】 早期審査に関する事情説明補充書
(【提出日】 令和 年 月 日)
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】
【提出者】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【補充の内容】
【提出物件の目録】
【物件名】
(○○○の写し)

*書式は、上記②に同じ

※早期審査に関する事情説明書作成時の一般的留意事項

【書類名】 早期審査に関する事情説明書
(【提出日】 令和3年 5月 1日)
【あて先】 特許庁長官 ○○ ○○ 殿
【事件の表示】
【出願番号】 特願2021-01234
【提出者】
【識別番号】 000123456
【住所又は居所】 (○○県○○市○○町○丁目○番○号)
【氏名又は名称】 株式会社○○製作所
【代表者】 特許 太郎
【提出者】
【住所又は居所】 ○○県○○郡○○町○○○○番地
【氏名又は名称】 株式会社○○電機
【代表者】 発明 次郎
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【早期審査の種別】 早期審査
【早期審査に関する事情説明】
1. 事情
(1) 欧州特許庁へ特許出願を行った。
(2) 出願日は○○○○年○○月○○日、出願番号は○○○○○○○である。
2. 先行技術の開示及び対比説明
(1) 文献名
欧州特許庁の調査結果として引用された全文献は以下のとおりである。
..... (文献名を記載します。)
(2) 対比説明 (対比説明を記載します。)
【提出物件の目録】
【物件名】 ○○○の写し 1
(○○○の写し)

識別番号の通知を受けていないときは
この項目を設ける必要はありません。

識別番号を記載した場合は
この項目を設ける必要はありません。

代理人によらない場合は
この項目を設ける必要はありません。

提出物件の必要がないときは
これらの項目を設ける必要はありません。

〈別葉に提出物件を添付してください。〉

記載例 1－中小企業の場合

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

（【提出日】 令和3年 5月 1日）

【あて先】 特許庁長官 ○○ ○○ 殿

【事件の表示】

【出願番号】 特願 2021-987654

【提出者】

【識別番号】 000123456

【氏名又は名称】 株式会社○○製作所

【代表者】 特許 太郎

【早期審査の種別】 早期審査

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

出願人株式会社○○製作所は製造業に属する事業を主たる事業として営むものであって従業員数は230人、資本金は2億円であるから、「早期審査・早期審理ガイドライン」に定める中小企業である。

2. 先行技術文献の開示及び対比説明

(1) 文献名

先行技術文献は以下のとおりである。

①特開 2001-987654号公報

②携帯電話マガジン 2005年10月号 10-15頁 携帯電話マガジン出版社

(2) 対比説明

文献①の第3ページ第5行から第15行、および文献②の第10ページから第15ページには、本願発明と技術分野は同じ携帯電話に関するものが開示されていますが、着信を知らせるのは音と振動によるものです。

これに対し、本願発明は、音と振動に加え、光でも着信を知らせることができる点で異なっています。これにより、非携帯時で周囲雑音が激しい状況でも着信を知らせることができます。

記載例 2 – 中小企業と大企業の共同出願の場合

(「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」認定企業の場合)

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

(【提出日】 令和3年 5月 1日)

【あて先】 特許庁長官 ○○ ○○ 殿

【事件の表示】

【出願日】 令和2年3月14日提出の特許願

【整理番号】 06-A01

【提出者】

【住所又は居所】 ○○県○○市○○町○丁目○番○号

【氏名又は名称】 株式会社○○○○

【代表者】 特許 太郎

【提出者】

【識別番号】 000654321

【氏名又は名称】 ○○産業株式会社

【代表者】 特許 次郎

【早期審査の種別】 早期審査

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

本出願は、中小企業と大企業との共同出願における「特例」に該当するものである。

(1) 株式会社○○○○は製造業に属する事業を主たる事業として営むものであって従業員数は○○人、資本金は○億円であるから、「早期審査・早期審理ガイドライン」に定める中小企業である。

(2) 本出願は「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づく認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る発明で、認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日は○○年○月○日であるから、実施期間の終了日から起算して2年以内に出願されたものである。

(3) 本出願についての株式会社○○○○の権利の持分は、70%である。

2. 先行技術の開示及び対比説明

出願人は明細書の段落【0010】及び【0011】において十分な先行技術の開示及び対比説明を行っている。

記載例 3 - 外国関連出願の場合

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

(【提出日】 令和3年 5月 1日)

【あて先】 特許庁長官 ○○ ○○ 殿

【事件の表示】

【出願番号】 特願2021-987654

【提出者】

【識別番号】 000654321

【氏名又は名称】 ○○産業株式会社

【代理人】

【識別番号】 100000001

【氏名又は名称】 知財 次郎

【早期審査の種別】 早期審査

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

欧州特許庁及び米国特許庁へ出願を行った。

欧州特許庁への出願の出願番号は○○○○○○である。また、米国特許庁では既に特許になっており、米国特許公報の番号はA○○○○○○である。

2. 先行技術の開示及び対比説明

(1) 文献名

特許情報プラットフォームを用いて検索した結果、本願発明に関連する文献は以下のとおりである。なお、検索は、「要約+請求の範囲」で検索キーワード「傘」、「LED」、「発光ダイオード」を用いて調査した。

①特開平05-000001号公報

②特開2000-543210号公報

(2) 対比説明

本願発明は、雨天時夜間の安全のため、傘の露先にLEDを設け点滅させる傘です。一方、文献①と②には、同じく、雨天時夜間の安全のため、反射部材を用いた傘が開示されていますが、LEDの点滅に比べ認知性が低いものです。

.....

... (続きを記載します) ...

.....

記載例4－実施関連出願の場合

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

(【提出日】 令和3年 5月 1日)

【あて先】 特許庁長官 ○○ ○○ 殿

【事件の表示】

【出願番号】 特願2021-987654

【提出者】

【識別番号】 000654321

【氏名又は名称】 ○○産業株式会社

【代表者】 特許 次郎

【早期審査の種別】 早期審査

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

請求項1に記載された○○○○制御装置を用いた○○○○を令和○○年○月から製品名「○○○○」として製造・販売している。

2. 先行技術の開示及び対比説明

(1) 文献名

商用データベース○○を用いて、キーワード「自転車」、「補助輪」、「跳ね上げ」、「跳上」を用いて検索した結果、以下の関連文献が発見された。

①特開平10-123456号公報

(2) 対比説明

本願発明は、「前輪と後輪と、前輪と後輪との間に懸架されたフレームと、後輪を駆動するためのペダルと、ペダルの動力を後輪に伝達するチェーンを備えた自転車において、後輪の両側に補助輪を設け、この補助輪が一定以上の速度の走行時には自動的に跳ね上げられる跳ね上げ駆動部を設けたことを特徴とする自転車。」です。

これを文献①と対比すると、文献①の4ページに記載された「前輪」、「後輪」、「前輪と後輪との間に懸架されたフレーム」、「後輪を駆動するためのペダル」、「ペダルの動力を後輪に伝達するチェーン」、「後輪の両側の補助輪」が構成上共通します。

しかしながら文献①の「後輪の両側の補助輪」は、跳ね上げることはできますが、走行前に運転者が必要性に応じて、いわば、使用者毎に跳ね上げるか否か判断して足で跳ね上げるものです。これに対し、本願発明の補助輪は一定以上の速度の走行時には自動的に跳ね上げられるものであり、速度が遅い不安定な時は補助輪が作用し、その後一定以上の速度に達した後は、自動的に補助輪を跳ね上げて自転車の運転の習熟を促すもので、その機能は大きく異なるものです。

記載例５－グリーン関連出願の場合

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

（【提出日】 令和３年 ５月 １日）

【あて先】 特許庁長官 ○○ ○○ 殿

【事件の表示】

【出願番号】 特願２０２１－９８７６５４

【提出者】

【識別番号】 ０００６５４３２１

【氏名又は名称】 ○○産業株式会社

【代表者】 特許 次郎

【早期審査の種別】 早期審査

【早期審査に関する事情説明】

１．事情

請求項１に記載された発明の「○○装置」は、△△の変換効率を高めることによる省エネルギー効果を有するものである（段落【○○○○】を参照）。

２．先行技術の開示及び対比説明

（１）文献名

商用データベース○○を用いて、キーワード「太陽電池」、「光電変換装置」、「変換効率」、「アモルファス」を用いて検索した結果、以下の関連文献が発見された。

①特開平１０－１２３４５６号公報

（２）対比説明

本願発明は、「集積型アモルファス太陽電池の電極材料を改良することにより、変換効率を向上させたもの」です。

これを文献①と対比すると、文献①には、集積型アモルファス太陽電池が記載されておりますが、電極材料は本願とは異なるものです。

これに対し、本願発明は、・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・（続きを記載します。）・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

記載例6－震災復興支援関連出願の場合

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

(【提出日】 令和3年 5月 1日)

【あて先】 特許庁長官 ○○ ○○ 殿

【事件の表示】

【出願番号】 特願2021-987654

【提出者】

【識別番号】 000123456

【氏名又は名称】 ○○産業株式会社

【代表者】 特許 次郎

【早期審査の種別】 早期審査

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

出願人のうち、株式会社○○○は、特定被災地域に含まれる○○県○○市に住所を有しており、東日本大震災により被災しました。

2. 先行技術の開示及び対比説明

(1) 文献名

出願人が知っている先行技術文献は、以下のとおりである。

特開2002-987654号公報

(2) 対比説明

文献の段落0013から段落0018には、本願発明と技術分野は同じ携帯電話に関するものが開示されていますが、着信を知らせるのは音と振動によるものです。

これに対し、本願発明は、音と振動に加え、光でも着信を知らせることができる点で異なります。これにより、身体に触れておらず、周囲雑音が激しい状況でも着信を知らせることができます。

記載例7ーアジア拠点化推進法関連出願の場合

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

(【提出日】 令和3年 5月 1日)

【あて先】 特許庁長官 ○○ ○○ 殿

【事件の表示】

【出願番号】 特願2021-987654

【提出者】

【識別番号】 000123456

【氏名又は名称】 日本○○株式会社

【代表者】 特許 太郎

【早期審査の種別】 早期審査

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

(1) 日本○○株式会社は、「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法」に基づいて認定された研究開発事業計画に従って研究開発事業を行う国内関係会社である。

(2) 認定された研究開発事業「△△△△」は、・・・(研究開発事業の内容)・・・を行うものであり、請求項○に記載された発明は、当該研究開発事業の成果に係るものである。

(3) 認定された研究開発事業計画の実施期間の終了日は○○年○月○日であるから、本出願は、実施期間の終了日から起算して2年以内に出願されたものである。

2. 先行技術の開示及び対比説明

出願人は明細書の段落【0010】乃至【0013】において十分な先行技術の開示及び対比説明を行っている。

【提出物件の目録】

【物件名】 認定研究開発事業計画の写し 1

【添付物件】

【物件名】 認定研究開発事業計画の写し

【内容】

認定研究開発事業計画イメージ

記載例 8 ー面接活用審査の場合

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

(【提出日】 令和3年 5月 1日)

【あて先】 特許庁長官 ○○ ○○ 殿

【事件の表示】

【出願番号】 特願2021-987654

【提出者】

【識別番号】 000123456

【氏名又は名称】 日本○○株式会社

【代表者】 特許 太郎

【早期審査の種別】 早期審査

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

スタートアップ対応面接活用早期審査を希望する。

(1) スタートアップによる出願であることの説明

出願人株式会社○○○○は、資本金○億円であるから資本金3億円以下であり、○○○○年○月○日設立であるから設立から10年未満であり、かつ、大企業（資本金額又は出資金額が3億円以下の法人以外の法人）に支配されていない企業であるから、「早期審査・早期審理ガイドライン」に定めるスタートアップである。

(2) 実施関連出願であることの説明

請求項○○に記載されているように、○○○○の点を○○○○した○○○○を取り付け、○○○に○○○○を設けた○○○○を2年以内に生産開始する予定の実施関連出願である。

2. 先行技術の開示及び対比説明

出願人は明細書の段落【0010】及び【0011】において十分な先行技術の開示及び対比説明を行っている。

出願人電話連絡先 ○○○-○○○○-○○○○

Ⅲ. 早期審理

1. 早期審理の対象となる審判事件

以下の要件のいずれかの要件を備えた特許出願に係る**拒絶査定不服審判事件**が対象となります。なお、早期審査制度を利用した場合でも、その出願の拒絶査定不服審判について早期審理制度を利用する場合には、早期審理の申請をする必要があります。

- (1) 審判請求人自身又は審判請求人からその発明について実施許諾を受けた者が、その発明を実施している（「早期審理に関する事情説明書」の提出日から2年以内に実施する場合と特許法施行令第三条に定める処分（農薬取締法における登録、薬機法における承認）を受けるために必要な手続（委託圃場試験依頼書、治験計画届書の提出等）を行っている場合を含む。）特許出願（以下、「実施関連出願」という。）に係る審判請求であるもの^(*1)
- (2) 審判請求人がその発明について、日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願している特許出願に係る審判請求、又は、国際出願している特許出願（国際出願の優先権主張の基礎となっている国内出願、国内段階に移行した国際出願等）に係る審判請求であるもの（以下、「外国関連出願」という。）^(*2)
- (3) その発明の審判請求人の全部又は一部が、大学・短期大学^(*3)、公的研究機関^(*4)、承認又は認定を受けた技術移転機関（承認TLO又は認定TLO）^(*5)若しくは各独立行政法人の設置法等で定められた試験研究機関の研究成果に係る技術移転機関（試験独法関連TLO）であるもの
- (4) その発明の審判請求人の全部又は一部が、中小企業^(*6)又は個人であるもの
- (5) 審判請求人でない者（第三者）が、その審判事件の特許出願の出願公開後審決前にその発明を業として実施していること
- (6) グリーン発明（省エネ、CO₂削減等の効果を有する発明）について特許を受けようとする特許出願（以下、「グリーン関連出願」という。）に係る審判請求であるもの
- (7) 審判請求人の全部又は一部が、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用される地域（東京都を除く。以下、「特定被災地域」^(*7)という。）に住所又は居所を有する者であって、地震に起因した被害を受けた者である特許出願に係る審判請求であるか、又は、審判請求人が法人であり、当該法人の特定被災地域にある事業所等^(*8)が地震に起因した被害を受けた場合であって、当該事業所等においてなされた発明又は実施される発明に係る特許出願に係る審判請求であるもの

○福島県・公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構・特許庁との3者間の「知的財産の保護及び活用に関する連携協定」（以下、「福島協定」とする。）の期間内の時限的措置（令和6年1月22日(月)から令和8年3月31日(火)まで）

審判請求人の全部又は一部が、福島県に住所又は居所を有する者であって、福島県での復興・イノベーション創出に資する発明、又は、審判請求人が法人であり、当該法人の福島県にある事業所等の事業としてなされた発明又は実施される発明であって、福島県での復興・イノベーション創出に資する発明に係る特許出願に係る審判請求について、早期審理の申請を行うことができる。

(8) 審判請求人の全部又は一部が、特定多国籍企業による研究開発事業の促進に関する特別措置法(アジア拠点化推進法)(平成24年法律第55号)に基づき認定された研究開発事業計画(以下、「認定研究開発事業計画」という。)に従って研究開発事業を行うために特定多国籍企業^(*)9)が設立した国内関係会社^(*)10)であって、該研究開発事業の成果に係る発明(認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して2年以内に出願されたものに限る。)に関する特許出願(以下、「アジア拠点化推進法関連出願」という。)に係る審判請求であるもの

(*)1) 早期審理における発明の「実施」に含まれるものとして、例えば、審判請求人自身又は審判請求人からその発明について実施許諾を受けた者が、日本国内において、生産、使用、譲渡等(譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。)、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出(譲渡等のための展示を含む。)のうち、実際に事業化を行っているものが挙げられます。なお、「2年以内実施予定」には、例えば、出願人と実施許諾を受けるか否か検討する者との間で2年以内実施許諾契約が合意されて実施に至る蓋然性が低い場合など、2年以内実施される蓋然性が低い場合は含まれません。

(*)2) 原出願が外国関連出願である分割出願に係る審判請求も含まれます。

(*)3) 「大学・短期大学」とは、学校教育法第1条で定められた大学、短期大学及び高等専門学校、又は各省庁設置法若しくは独立行政法人設置法で定められた大学校のことです。

(*)4) 「公的研究機関」とは、国立、公立の試験研究機関、国立大学法人法に基づき設置された大学共同利用機関法人に属する試験研究機関又は各独立行政法人の設置法等で定められた試験研究機関のことです。

(*)5) 「承認又は認定を受けた技術移転機関」とは、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(大学等技術移転促進法)」第4条又は第11条のいずれかの規定に基づき、承認又は認定を受けた事業者とします。

(*)6) 「中小企業」とは以下(a)～(d)のいずれかに該当する者です。

(a) 中小企業基本法等に定める中小企業。具体的には、次の表6に示す従業員数の基準を満たす企業、あるいは、表7に示す資本の額等の基準を満たす企業。

表6. 業種毎の従業員数の基準

a. 製造業、建設業、運輸業その他の業種 (b～eを除く。)	300人以下
b. 小売業	50人以下

c. 卸売業又はサービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業及び旅館業を除く。）	100人以下
d. 旅館業	200人以下
e. ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	900人以下

表7. 業種毎の資本の額（又は出資の総額）の基準

a. 製造業、建設業、運輸業その他の業種（b及びcを除く）	3億円以下
b. 小売業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）	5千万円以下
c. 卸売業	1億円以下

(b) 企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会。

(c) 中小規模の酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、又は酒販組合中央会。
具体的には、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が、次の表8に示す従業員数の基準、あるいは、表9に示す資本の額等の基準を満たすもの。

表8. 従業員数の基準

a. 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会	300人以下
b. 酒販組合、酒販組合連合会、又は酒販組合中央会	50人以下 (酒販卸事業者については100人以下)

表9. 資本の額（又は出資の総額）の基準

a. 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会	3億円以下
b. 酒販組合、酒販組合連合会、又は酒販組合中央会	5千万以下 (酒販卸事業者については1億円以下)

(d) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が300人（小売業は50人、卸売業又はサービス業は100人）以下の法人。

(*7) 「特定被災地域」に該当する市町村については、特許庁ウェブサイトの「特定被災地域一覧」(https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/souki_kaisi/souki_tokutei.html)を参照してください。

(*8) 事業所等とは、工場、事務所、店舗、研究所を含みます。ただし、審判請求人と主体が異なる子会社や関連会社（別登記の法人）は含みません。

(*9) 「特定多国籍企業」とは、本店又は主たる事務所が所在する国や地域以外の国や地域に、当該法人の子法人等を設立している法人であって、国際的規模で事業活動を行っているとともに、高度な知識又は技術を有すると

認められる法人とします。

(※10) 「国内関係会社」とは、特定多国籍企業がその総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該特定多国籍企業と密接な関係を有する国内の会社とします。

2. 早期審理の申請手続

早期審理の申請をする場合は、早期審理の対象となる審判事件ごとに「早期審理に関する事情説明書」1通を提出してください。(前置審査中の審判事件についても、早期審理に関する事情説明書を提出することは可能です。)

(1) 早期審理の申請ができる者

早期審理の申請ができるのは、審判請求人(代理人)とします。

(2) 申請方法

オンラインにより行うか、直接受付窓口(特許庁出願課:所在地 東京都千代田区霞ヶ関3の4の3)に差し出すか又は封筒に「早期審理に関する事情説明書在中」と表示して、特許庁長官あて(〒100-8915 東京都千代田区霞が関3の4の3)に郵送してください。

(3) 手数料

「早期審理に関する事情説明書」の提出に関し、手数料は不要です。また、書面で提出されてもデータエントリー料は不要です。

(4) 事情説明書の補充

提出した「早期審理に関する事情説明書」の補充をする場合は、「早期審理に関する事情説明補充書」をもって行います。この場合も手数料は不要です。

(5) 様式

「早期審理に関する事情説明書」は、以下の様式により作成してください。

表8. 「早期審理に関する事情説明書」等の様式一覧

提出書類	様式
事情説明書	早期審理様式1
事情説明補充書	早期審理様式2

①早期審理様式 1

【書類名】 早期審理に関する事情説明書
(【提出日】 令和 年 月 日)
【あて先】 特許庁長官 殿
【審判事件の表示】
【審判番号】
【出願番号】
【審判請求人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【電話番号】
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【電話番号】
【早期審理に関する事情説明】
1. 事情
【提出物件の目録】
【物件名】
【添付物件】
【物件名】
【内容】

※申請時点で、審判番号が付与されていない場合は、【審判番号】の項目に替えて【審判請求日】とし、審判請求日を記載してください。

※【提出物件の目録】については、提出する物件がない場合にはこの項目以下の項目を設ける必要はありません。

②早期審理様式 2

【書類名】 早期審理に関する事情説明補充書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【審判事件の表示】

【審判番号】

【出願番号】

【審判請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【電話番号】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【電話番号】

【補充の内容】

【提出物件の目録】

【物件名】

【添付物件】

【物件名】

【内容】

※申請時点で、審判番号が付与されていない場合は、【審判番号】の項目に替えて【審判請求日】とし、審判請求日を記載してください。

※【提出物件の目録】については、提出する物件がない場合にはこの項目以下の項目を設ける必要はありません。

3. 「早期審理に関する事情説明書」の記載要領

(1) 書誌的事項の記載要領

「早期審理に関する事情説明書」の書誌的事項の欄は、以下の要領で記載します。

①提出年月日の記載に当たっては、特許庁出願課の受付窓口へ直接提出する場合はその年月日を、郵便により提出する場合はその投函の年月日、又は郵便局へ差し出す年月日を記載します。

また、オンラインにより提出する場合には、提出する日付を記載します。

②「審判事件の表示」の欄には、審判番号及び出願番号を記載します。なお、審判請求と同時に提出する場合など、審判番号がまだ通知されていないときは、【審判番号】を【審判請求日】とし、審判請求をした年月日を記載します。

③「審判請求人」又は「代理人」の欄の住所の次に、可能な限り審判請求人又は代理人の有する電話番号を記載します。

④その他の点は、特許法施行規則様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで、様式第4の備考4、様式第61の2の備考4、6及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とします。

(2) 早期審理に関する事情説明の記載要領

「早期審査に関する事情説明」の「1. 事情」の記載要領と同様です(Ⅱ. 5. (1) ②等を参照)。記載に当たっては当該箇所の記載例も参考にしてください。

また、早期審査を申請する審判事件が、審査段階において既に早期審査又は優先審査の対象となっている場合は、「早期審理に関する事情説明」の欄には、「早期審査(優先審査)に関する事情説明書の記載と同じ。」と記入すれば足够了。

なお、審判請求時に十分な先行技術文献の開示と対比説明とを行っている場合は、「早期審理に関する事情説明」において、それらを記載する必要はありません。

(3) 提出物件の目録の記載要領

早期審査に関する「提出物件の目録」の記載要領と同様です(Ⅱ. 5. (2) ④を参照)。記載に当たっては当該箇所の記載例や特許法施行規則様式第4の備考4も参考にしてください。

4. 審理手続等

(1) 選定手続

①選定手続

「早期審理に関する事情説明書」の提出があった審判事件に関しては、部門長が主任審判官を指定し、主任審判官は早期審理の対象に付すか否か、選定を行い、部

門長が決裁をします。

②早期審理として選定できない事例

早期審理の対象とするか否かは、「早期審理に関する事情説明書」の記載に基づいて行います。以下に示す例は、早期審理の対象とすることはできませんので、参考にしてください。

A. 中小企業、個人、大学、公的研究機関、TLOからの出願に係る審判請求について

(例1) 審判請求人が公的研究機関**以外**の研究所(社団法人・財団法人)の場合

(例2) 「中小企業」と記載していながら、従業員数が400人、資本金が4億円などと、早期審査・早期審理ガイドラインで定めた**定義を逸脱**した記載がある場合

B. 外国関連出願に係る審判請求について

(例1) 外国特許庁に出願した出願番号等が**記載されておらず**、外国出願の願書の写し等も**添付されていない場合**(Ⅱ. 5. (2)②を参照)

(例2) 外国特許庁に出願した出願番号等が**間違っている場合**

C. 実施関連出願に係る審判請求について

(例1) 実施予定でありながら、その予定が**2年以内である旨**が記載されていない場合

D. 第三者実施出願に係る審判請求について

(例1) 第三者が実施している状況が**何ら記載されていない場合**

E. グリーン関連出願(省エネ、CO₂削減等の効果を有する発明について特許を受けようとする特許出願)に係る審判請求について

(例1) グリーン関連出願であることについて**何ら記載がない場合**

(例2) グリーン関連出願とは**全く関係のない**事情が記載されている場合

(例3) グリーン関連出願であることの説明が、明細書の記載に基づいていないことが**明らか**である場合

F. 震災復興支援関連出願に係る審判請求について

(例1) 全ての審判請求人の住所又は居所が、**特定被災地域外**にあり、かつ、地震に起因した被害を受けた事業所等と、**無関係な**審判事件である場合

(例2) 地震に起因した被害を受けた旨の**記載がない場合**

○福島協定の期間内の時限的措置の適用を受ける場合

審判請求人の全部又は一部が、福島県に住所又は居所を有する者であって、福島県での復興・イノベーション創出に資する発明、又は、審判請求人が法人であり、当該法人の福島県にある事業所等の事業としてなされた発明又は実施される発明であって、福島県での復興・イノベーション創出に資する発明に係る特許出願に係る審判請求である旨の記載があれば足りる。

G. アジア拠点化推進法関連出願に係る審判請求について

(例1) 認定研究開発事業計画の写しが添付されておらず、援用する旨も記載されていない場合

(例2) 出願人が、認定研究開発事業計画の写しに記載された国内関係会社ではない場合

(例3) 本出願に係る発明が認定研究開発事業の成果に係る発明でないことが、認定研究開発事業計画の写しに記載された研究開発事業の内容及び早期審理に関する事情説明書の記載から明らかである場合

(例4) 認定研究開発事業の実施期間の終了日から起算して、2年より後に出願されたものである場合

③選定の際の確認等について

「早期審理に関する事情説明書」の記載内容のうち、早期審理に関する事情説明に関し、ヒアリング、資料要求等により、記載内容の根拠等の確認を行う場合があります。その場合、問い合わせた内容と回答内容を応対記録（閲覧対象書類）に記録します。

④選定結果の通知

選定の結果、「対象としない」と判断した場合には、理由を付して審判請求人（代理人）に通知します。

(2) 合議体による早期審理

選定の結果、早期審理の対象となった審判事件については、担当する合議体は通常の審判事件に優先して速やかに審理を開始し、遅滞なく処分するよう審理手続を進めます。

また、審判事件が前置審査の対象となる場合も速やかに前置審査を行います。

(3) 審判請求人（代理人）の協力

①合議体が早期に審理を進めるとしても、明細書に記載不備がある場合等には、拒絶理由を通知し、応答を待つための手続が必要となり、結果的に審理に長期間を要することがあります。審判請求に当たっては、審判請求書や明細書又は図面の記載に不備がないよう十分確認してください。

②方式指令、拒絶理由通知、審尋がされた場合には、早期審理の趣旨を踏まえ、速やかな応答をお願いします。なお、審判請求事件に対する拒絶理由通知や審尋等に際し、応答期間の延長が請求された場合には、早期審理の趣旨を踏まえ、早期審理対象案件として選定されたものであってもその後は原則通常の審理と同様の扱いとなりますのでご注意ください。

③早期審理の事情説明書や手続補正書、意見書等の提出は、できる限りオンライン手続で

お願いいたします。

- ④迅速な審理を進めるためには、面接審理、技術説明等を行うことが効率的です。審判合議体から要請があれば、ご協力をお願いいたします。
- ⑤手数料を長期間納付しない等、審判請求人(代理人)の責により方式調査が長期間未完となることがないように、円滑な手続の進行にご協力をお願いいたします。
- ⑥弁理士^(※1)、弁護士^(※2)又は法定代理人のいずれにも該当しない同一の代理人からの早期審理の申請が多数に及んだ場合であって、かつ、審判請求人の手続及び応対等により早期処理に支障が生じる場合等には、審判請求人(代理人)に対して状況の確認をさせていただくことがあります。その上で、状況が改善されない場合には、早期審理の対象外とすることがあります。

(※1) 弁理士法人を含みます。

(※2) 弁護士法人を含みます。

(4) 提出書類の閲覧

「早期審理に関する事情説明書」は、選定結果の如何にかかわらず、審判記録の閲覧と同様、閲覧に供します。